

ーの設置促進、ケアマネジ
 ントを支給決定に反映できる
 仕組み作り、自立支援協議会
 の法定化とサービスの調整や
 サービス基盤の整備の推進。
 ③ 障害者虐待防止法を早期に
 制定してください。
 ④ 国等による障害者就労施設
 からの物品等の調達の推進等
 に関する法律を早期に制定し
 てください。
 二、今後の方向性について
 現在、今後の障害者施策に
 ついて、新たな「障がい者制度
 改革推進法」と「障がい者総合
 福祉法」が示され、それらの
 具体的な制度・仕組み等につ
 いて、今後、「障がい者制度改
 革推進本部を」中心に本格的
 な検討がなされるものと思っ
 ております。ついては、その
 検討に際して、知的障害のあ
 る人のいる家族と本人の団体
 である本会を参画させていた
 だき、その思いや願いを反映
 させていただくことを切に願
 います。

新型インフルエンザワクチンについて

今回の新型インフルエンザの特徴として、感染力は強いものの、多くの患者さんは軽症のまま回復しており、治療薬(タミフル・リレンザ)が有効です。ただし、基礎疾患(糖尿病、ぜん息など)のある人や妊婦さんなどは重症化する可能性があり注意が必要です。

また、市内の新型インフルエンザの発生状況は、すでに流行期に入っています(平成21年10月29日現在)。

このような状況の中、新型インフルエンザ対策の一環としてワクチン接種があります。新型インフルエンザワクチンは今回はじめて製造するものですが、これまでのデータから、重症化や死亡の防止には一定の効果が期待できます。ただし、感染を防ぐ効果は証明されていません。

新型インフルエンザのワクチンは順次生産されていますが、その数量に限りがあることから、より必要性の高い優先接種対象者から接種が開始されます。

平成21年11月14日(土)から次の優先接種対象者の接種が開始されます。

- ・妊娠されている方
- ・基礎疾患を有する方(その他)
- ・小学校1年生から3年生に相当する年齢の小児
- ・基礎疾患を有する方(最優先)
- ・1歳から就学前の幼児

基礎疾患を有する方々についての具体的な障害については次のとおりです。

- | | | |
|---------------------------|---|---|
| 1. 慢性呼吸器疾患 | → | 脳性麻痺、認知機能障害、精神発達運動性障害等 |
| | | ※過去1年以内に誤嚥性肺炎の既往がある方 |
| 2. 慢性心疾患【呼吸機能障害】 | → | NYHA分類Ⅱ度(軽度の身体活動の制限等)以上で慢性心疾患患者 |
| | → | 有症状の先天性心疾患 |
| 3. 慢性腎疾患【腎臓機能障害】 | → | 慢性維持透析患者、腎移植後患者等 |
| 4. 慢性肝疾患 | → | 慢性肝炎を除く |
| 5. 神経疾患・神経筋疾患 | → | 筋萎縮性側索硬化症、脊髄損傷※呼吸器障害等の身体脆弱性を来した方 |
| | → | 脳性麻痺、認知機能障害、精神発達運動性障害等 |
| | | ※過去1年以内に誤嚥性肺炎の既往がある方 |
| 6. 血液疾患 | → | 鉄欠乏性貧血、免疫抑制療法を受けていない突発性血小板減少性紫斑病と溶血性貧血を除く |
| 7. 糖尿病 | → | 妊婦・小児、併発症のある方。又はインスリン及び経口糖尿病薬による治療を必要とする方 |
| 8. 疾病や治療に伴う免疫抑制状態【免疫機能障害】 | → | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 |
| 9. 小児科領域の慢性疾患 | → | 脳性麻痺(特に慢性肺疾患を持つ患児) |
| (注) | → | 難治性てんかん・神経疾患(脊髄性筋萎縮症、筋ジストロフィー等を含む) |
| | → | 重症心身障害児・者 |

(注) 小児科領域の慢性疾患については、「それら(列挙された疾患)に準ずると医師が判断する疾患を有する児または者」とされています。

優先接種対象者に該当する方は、接種開始時期と接種できる医療機関などを確認するため、かかりつけの医療機関や大阪市新型インフルエンザワクチン相談電話にお問合せください。

ワクチン接種は多くの方々に重症化予防というメリットをもたらしますが、接種後腫れたり、熱が出るなどの症状が出るケースもあり、まれではありますが、重い副反応を引き起こす可能性もあります。この点をご理解いただいたうえで、個人の判断により接種を受けていただくようお願いします。

《大阪市新型インフルエンザワクチン相談電話》

受付時間 午前9時～午後6時(土曜日、日曜日、祝日は除く。)
 電話番号 06-6647-9001 FAX番号 06-6647-1029
 場所 大阪市保健所 新型インフルエンザワクチン接種事務センター

※ 詳細は、かかりつけ医または上記相談窓口にお問合せください。